

3月16日午前フィンランド

Central Union for Child Welfareでの談話（抜粋）

(3 / 16 / 01)

■悪いことをした罰せられるのが当たり前で、それで先生からお仕置きの無い事の方が、子供の心としても、それは何も怒られない、何の罰も受けないというのでは、却って可笑しいじゃないのかなど。だから、体に何かやるのは別としても、軽い体罰というものは、あって然るべきと私は思います。

■■そういうような体罰を含めて、凄く子供を馬鹿にしたりとか、軽蔑したりとか、そういうことは、しないという事で。そういう事も含めて、そういう事を使わないで、子供達を育てるといふうに力を少し・

■それから次の質問です。その体罰を、かってフィンランドがしていた事を止めたので、別の面で、確かに暴力はいけないという事はいいんだけど、子供さんが逆に、色々な傷害事件を起こすようになるとか、そういう悪い面が何か無かったのですか。

■■小さな集団、限られた集団に犯罪があって、それはかなり過激さを増している。

■■窃盗などは減っている。

■■何の犯罪にも係わらない、青少年の数は増加している。

■殺人は。

■■大変稀なので、あまり問題に、そのト

レンドという程の傾向には無い。

■■フィンランドでは公共の場では、どんなナイフであれ、所持する事は禁止です。

■日本では今、中学生が、沢山ナイフを持って学校へ行っているんだから、この国では、学校へ子供達がナイフを持って行きませんか。

■■学校では、そういう問題はありません。

■と、言う事は日本では学校の先生が、生徒によって殺されるという事件があるんだけど、この国ではそういう事は無いわけですね。

■■15才の少年が、12才の下級生を刺し殺したというケースはありますけれど、それは大変稀な事です。

■それも学校内ですか。

■■ストリート、町です。

■それは何か、一般的にナイフを持ってはイケナイという事で、済んでいるのですか。

■それとも学校で何か、特別な事をやっているのですか。

■■特にそういう教育は無いし、それはもう学生の常識という事で。

■■先程の母子研究所の調査によると、最近の学生はそういう暗い面を、受け入れない態度が広がっていて、暴力そのものがイケナイ事だという意識がドンドン大きくなっています。

■フィンランドは素晴らしい国だ。結局、日本では虐められた子、親から虐待を受けた子達が、自分の保身用にナイフを持って学校に行きます。

■■フィンランドでも、そういう校内暴力とか虐めというものは無くすというキャンペーンが行われています。けれども、その基本的な考え方というのは、それらは、働き掛けによって無くす事が出来る。コントロールが出来る。そして、先生とか校長先生が、その上、キチッと責任を負わなければいけない。そういう精神とか概念に基づいている。だから基本的な考え方は、そういうものを無くす事が出来ると言う信念です。

■全く同じように思います。しかし、日本はうまく行かないんです。

■■と言う事は、生徒も、父兄も学校の先生に対して、信頼を持っていないから。

■学校によって随分状況が違います。悪い学校は、やはり先生が上級生等をコントロールする術が無くて困っている学校もあります。でも、それも学校によって随分違いがあります。

Central Union for Child Welfare 終わり

3月19日午前イギリス Youth Justice BoardにてRoger King氏との談話
Youth Justice Board

■まず一番初めに私から歓迎の意を表させて頂きたいと思います。本日のミーティングに関してですか、皆様方から一体どのような分野について、御関心がおありかという事について、ブリーフィングの方を、きちんと受けておりませんので一応、私達の方で、プレゼンテーションを用意させて頂きました。

■今日はお会い出来て、本当に有り難うございました。心から感謝を申し上げます。

■まず、今回イギリスに参りました理由を、簡単に申し上げたいと思います。

■まず、お見せしますのは、日本の漢字が入っていると思いますが、これは日本の警察庁が集計したデータでございまして、少年の刑法犯の罪名別の検挙事実でありまして、昭和27年ですから1946年。

■今、問題になってますのが殺人等の数が増えて来た事です。

■しかし、第二次世界大戦直後の敗戦の時代に比べましたら、むしろ良くなって来た。生活が良くなって来たので下がって来ていますが、この1990年が一番低く、その後数が急に増えて来ているのです。2000年には、もっと数が増えています。

■それで、そのまま検挙者に対する者、10歳から20歳未満までの人口で、割り算で比を出したものであります。

図をもって設立されました。

■■このユースジャスティスボードを設立いたしまして、イングランドウェールズを総括している訳ですので、こちらの地域全体を見渡して俗に私達の呼んでいるユースオフェンディングチームというチームを、各エリアに一つ設定する事を義務づけたのです。そこは様々な人が一丸となって、一つのチームを形成するというのが特色でありまして、まず一番初めに、このチームの構成員としてソーシャルワーカーが一人いなくてはなりません。それからプロベーションオフィサーが一人いなくてはなりません。これはプロベーション、こちらは実際に保護観察の時に観察するものであると思うんですけど。それからヘルスオフィサーという健康関係を担当する人と、それから4番目にエデュケーションオフィサーですから、教育担当。最後に警察官が一人つく、と。5人が集まって一つのチームを作ります。

そして又、政府としても若年層の犯罪に、如何に適切に対応して行くかという事から新しい形で裁判をするにしても、その手順などを変えて行く事にしました。まず一番初めに、若年層の内の青年が罪を犯した、軽罪を犯したという時にそれが初めてだという事であつ、それがあまり深刻なものではない場合であれば、警察官からの注意という事で処置をされて、その後で実際に何らかの形のプログラム、これは短期間のものですが、何か活動をするという事になっています。

もしも続けてもう一度、再び罪を犯した場合どうなるかという事になりますが、その事例は裁判所で扱われる事になります。

それから、色々な判決の形があるのですが、昔で在れば保護観察下におかれて、観察期間を設けられてソーシャルワーカーが

加害者の方に行って救いの手をさし伸べるなり、或いはカウンセリング、或いは話を聞くといった事をしていた訳ですけど、現在では同じ人がもう一度同じ過ちを繰り返さないようにと、その目的を達成するために特別に作られたプログラムが用意されています。例えば、自分の犯した罪によって、被害者にどういふ影響があるのか、そのような事について加害者側の意識をきちんと育成出来るようなプログラムや、或いは、周りの人達への迷惑等に対する意識を高めるようなプログラムも作成されています。

■■その様な事をして行くうちに、私の方で分かった事なんですけど、何回も犯罪を犯すような若者について、何回も法を犯してそうな所に身を置いてしまう若年層については、往々にして社会からの締め出しを食らっていた場合が多いという事です。学校から退学処分になっていたですとか、或いは若者の集まるクラブでも歓迎されないような人物であったですとか、或いは医者にも掛かっていた事があり、その中での健康の問題を抱えていたという事もあるかも知れません。

全般的に申しまして、社会から除外、排除されていたような生活をしてきた人こそ何回も軽罪を犯し易い傾向がある事が分かりました。学校から排除されていまして、先程、申し上げましたエデュケーションワーカーの出番となりまして、どうにかしてその人物を学校に戻す努力をする事も出来ますし、ソーシャルワーカーとしましても適切なケアを提供する。そしてきちんとしたアセスメントを行う。それからヘルスワーカー、健康関係の担当者もおりましたけれど、例えば何か犯罪を犯すに当たって、何か心理的精神的な問題があったのか無かったのかという点について、評価を行う人もいれば、あるいは、薬物乱用ですとか、

何らかの中毒、乱用の問題を抱えていないか、という事を評価する事もヘルスワーカーの担当となっています。そのような形で作業を進める訳ですけど、まず、一番初めにアセスメントといわれる事をきちんとし、問題の洗い出しを行っています。

■■ここで一般的な問題として浮かび上がって来ましたのは、やはり犯罪を犯す若年者の思考力がかなり低レベルであるという事だと思います。ですから私達はまず、認知的な行動プログラムと言う名前の下に、そのような若い人達が一体自分がこういう事をしたらどういう結果になるのか、ですか、或いは自分の責任を理解させるようなプログラムも運営しております。ここでやられている事としては、一連のエクササイズという事で、実際にこのような事があった時に、その中に自分の身が置かれていた時にどのように反応するのかというような形でやっていく訳です。その中でも特にこのように行動する事によって被害者はどう影響を受けるのか、被害者の家族はどのような影響を受けるのか、自分の家族はどのような影響を受けるのかといったような、自分のとった行動に対する結果という事を、十分に理解させるというプログラムを行っている訳です。

■■まず一番初めの質問事項について取り上げたいと思いますが、ADHD についてですけれども、残念ながらイギリスでは多大な作業、或いは活動がなされているとはいいがたい分野ではあります。必要とはされているのですが。ここで一つ上げられるものがあるとすれば、ロビー団体として活動しているようなボランティア団体が、全国レベルで存在しているという事。この点に関しましては私達のユースジャスティスボードでは、イギリスの保健省と共に精

神衛生という事で、精神保健サービスの向上に努めようと努力はしています。

現在問題となっている裁判所、拘置所にその当該の人物が入れられた場合に、アセスメントと呼ばれる精神状態の評価を表すものがなかなか入手しにくい、時間がかかるという事があります。ですから、こちらのアセスメントが手に入らないと、例えば精神的に何か問題を抱えている場合に必要になる処置、或いは治療を施すという事が大変難しくなる訳です。

■質問です。アセスメントの精神的に問題があるという子供に対して、医学的にはどんな検査をされていますか。例えば頭の、ポジトロン CT だとか、MRI だとか、血液の検査をすとか、尿の検査をすとかという事はやってらっしゃるでしょうか。

■■現在ではこちらのアセスメントは、まず1時間ほどかけて当該の人物とのディスカッションをベースにしながらソーシャルワーカー或いは、保護観察官がその対応に当たります。まず、一番初めに話し合われる内容は、今までの教育的なバックグラウンド、それから家族、それから今までにあった問題ですとか、或いは何時か中毒があるような問題も含めて、この場合はアルコール、或いは薬物乱用といった2つの種類があると思いますが、或いは教育、学業に関して何か問題があったかどうか、達成レベルについて聞くというふうにしています。現在では特にこの一番最後の教育について、より詳細な情報を得ようとする取り組みをしているのですが、残念ながらご質問にあったような医学的な見地からの検査というはなされていません。

■実際、日本でもなされていないので困っていますけど。

■■この国におきましては、例えば、若年層の人物に問題行動があると分かった時に、医学的な見地から理由を求めるといったら、必ずしもそうではないんですね。例えば一番最初に行動分析をするとか、家族との関わり合い、社会的な状況について見て見るという事にしております。往々にして、若者がこのような軽罪を犯す場合には、学校から締め出しを食らっている場合が多いですとか、或いは、じゃあ悪いやつだと言われる事によってそのように行動する事がありますので、まず一番初めに大切なのは、学校と教育の場に戻すという事。それから往々にして、大人との関係がきちんと構築されていない場合が多いので、大人との適切な関係を構築するようにも努めています。

■■そこで分かった事を、もう一つご報告申し上げますと、特に軽罪を犯すような若者は 75 パーセント。例えば拘置所に入れられるとか、実際に禁固になるとか少年院に送られるといった場合もあるけれど、そのうちの 75 パーセントがきちんと読み書きが出来ない状況です。ですから、そのような形で服役している最中に、学習をさせようという事で私達もやってはいるんですけど、その中にはいつの間はうまく行くのですが、一旦開放され、コミュニティの中に戻って行くと、継続学習がいかに難しい事かを、現在痛感させられています。ですからコミュニティに戻った後も学校に入れるなり、学校に入ってもらいなり指導して、如何に学習を継続させるかという事が、現在の問題になっているところです。

■今、フォローされている子供達のバック・グラウンドですけど、日本は海外から来た移民の人は少ないんですけど、イギリスの場合は、英語よりも、それ以外の言葉を

たくさん聞くと、そういう感じを受けます。イギリスは外国人の方が多いんじゃないかと思いました。

■■そうですね、大体 10 パーセント位は違った少数民族といえますか、違った民族的な雰囲気を持った人達だといっても過言ではないと思います。もちろんイギリスといってもどの土地、どの地方にいるかによっても違うのですけど。ただ、教育システムに関して申し上げますと、英語が必ず第二言語として教育される事になっていますので、きちんとした学校教育を終える頃には適切な形で読み書きですとか、足し算が出来るようになっていきます。殆どがこの国では、そちらの方はキーステージ。キーステージは 1 と 2 があるんですが、スペシャルニーズ、特別なニーズがある子供達を除いては誰も問題なくこの 2 つに到達しているだろうと見ています。で、この少数民族であるという事で学校教育を終わった時に、きちんとした学校教育を受けられなかった人達が裁判所に入っても、町の中で強盗をやったとか、引ったくりをやったとか、色々あると思うんですが、そのような事をした時に判決も厳しいものになって、そうなるとうと全体的な悪循環になり、教育が受けられないまま犯罪に走って、読み書きも出来ないと、このような悪循環がある事も事実です。

■■ここで一つ付け加えると、これは私が先程申し上げた事と関連があるのですが、若い人の中で、軽犯罪を犯すような人については特に育児環境というものが、片親であったり、両親がきちんとしていない事が往々にあります。

両親がいる、又は片親の場合でも見本となる人がいない。特に男性の場合顕著で、このような形で、問題の原因になっていま

す。対策を打つ事が必要ですが、そのうちの一つの解決方法としては、メンターとこちらでは呼んでいるのですが、恩人という訳し方も出来るんですが、これは実際お手本となるような人ですね。このような人を見つけて、実際にそういう人はボランティアであったり、有給だったりするんですが、その当該の若い人と一緒になって、例えば学校に連れて行って、学校の授業にきちんと出るようにしたり、或いは給付を受けている、更にはその給付を、如何にして受けるべきなのか、どこを見てどのように交渉すべきなのかを教えたり、社会の中でどのように行動すべきか、という行動規範を教える人という意味でのお手本となる。で、その人が、例えば当該の若年者が実際に少数民族という場合には同じ民族の人、同じ人種の人をあてがって、特にアドバイザーですとか、特に困った時に友人となり、聞き手となってあげるわけです。

■■特にロンドンの学校の中でいじめをどのように予防するか、という事を実験的な形で行っている最中であります。

特に引ったくりですとか、同等の軽犯罪を、如何に少なくして行くかという事で特にロンドンに於きましては、警察と教師が手を組んで制度を作り上げる事により、学校内のいじめを予防をしようと。そして実際に起きている場合には、それに対策しようと。という事で、例えばいじめられている人が警察や教師に、安心して報告出来る。それが分かった時点でいじめている側に対して、適切な処置が取られる。勿論、それはいじめられていた側にも処置が取られる。現在のところかなり効果的なのではないか、という事で実際に町中に於ける、若年層の犯罪の減少に繋がっていると思います。

■■一つ思うんですけど、例えば若い青年の時に行動的にコントロールがきかなくなってしまう場合に、大人が駄目だと言うなり、諭すという事が無いと、どんどん状況も悪化して行って、犯す犯罪レベルも段々深刻化して行く事も分かっています。ですから、勿論そのような人達を如何に学校に入れて置くかという事も重要なのですが、それだけでは無く、その若年者の親についても裁判所の方で何らかの判決を出す事も出来ます。それによりますと、親としての役割、親としてどう行動したら良いか、どう対策を取ればよいのかという事について対応出来るプログラムも用意されていますので、それを義務づける判決もあります。それから先程の関連で言えば、いじめに如何に対処して行くか、そして取り組んで行くかという事。又、他の人達に対する尊敬、これを如何にして育成するかという事。そして一人前の社会人、市民としてどのように行動すべきなのかという事を教育して行こうとしている訳です。ですからいくら社会の辺境にいるからといって、そのような人達だけを排除するという事ではなく、私達が責任を持って家族の中に戻す、或いは学校に戻す。そして責任ある大人としての行動規範は、何であるのかを実際に見せて社会の中に取り込んで行くようにする。そしてその人達の行動が、きちんとコントロール出来るようにする事が、役目だと思います。

■■ここで一つ、付け足しになりますが、先程申し上げましたチームに付け加えまして、政府の方で様々な法案があるのですが、特に一つ一つの法案の中に犯罪の防止、或いは犯罪の軽減、減少のための計画を盛り込む事になっております。こちらのプレイヤーといたしましては、地方自治体ですとか地方の警察、そして適切な形で他のプレ

イヤーを入れて、という事になるのですが、特に町の中のエリアで若者が犯罪に巻き込まれないようにするプログラムを、実施して下さいという事で、特に先程申し上げている私共ユースオフエンディングチームと密接な関わり合い、関係がある訳です。このような計画が一都市だけではなく全国的な形で展開して行ってくれば、良いと思っっているのですけれど、特に犯罪に巻き込まれないようにするためには、若年層の人達が安心して遊べる、友達などと話が出る、或いはたむろするという事だけでもいいんですけど、出来るようなファシリティが必要なのではないかという事が、統計を取って分かりました。ある都市ではきちんとした少年施設がついたバスケットボールコートを設けて、そちらは夜遅くなくてもきちんとした形で安全に語らいが出来るようになっていました。この方が町中に出てお店の周りや、例えばコーヒーショップの前でたむろしているよりも行動が逸脱しないという事で良いわけです。そして又、先程申し上げた安全な場所ですけれども、ここには麻薬の取引業者なんかは立入禁止となっています。ですから、このようにして全国展開して行きたいと思っています。

■この施設は国の金で出来ているんですか。

■■こちらの財源は、新しく政府で設定したというか、犯罪防止、或いは犯罪軽減のためのプログラムに使うお金として振り分けられた予算が一部ありますし、又、新しくそれぞれの地方自治体の、新たな責任として予算の振り分け方法の優先順位を変えなさい、と。今までであればスイミングプールを作るとか青年クラブを作るといった事もやっていたのですが、そちらを使用出来るのは、そのような施設を利用するため

の使用料が払えるようなミドルクラスの子供達であり、犯罪を犯しそうな辺境の地域の子供達、青年達はそのようなファシリティさえ使えないという状況だったので、無料で使えるファシリティを作りなさいという事です。

■国の財源と、地方の財源とを組み合わせで作っている訳ですね。

■■新しい各地方自治体に関する責任事項、そして警察等にも犯罪件数減少の為のプログラムを入れる事が出来るようになった訳です。先程申し上げましたユースジャスティスボードですけれど、中央政府とも一線の距離をおいております。この私達の役目としては、様々な法律やプロ的な手順というものが、私達の取組の対象としている若年層の犯罪をきちんと考慮したものであるかという事を、確認するための活動となります。その観点から申し上げますと、教育雇用省ともユースジャスティスボードとは大変密接な関わりを持っていて、新しいサービスとしてコネクションズというものをやっているんですが、これは一人ひとりの若者が特別なアドバイザーをつけて、例えば教育であるとか、或いは就業上の問題の相談に乗ってもらえるシステムがあります。新しいコネクションズというシステム、或いはサービスですけど、これの古いものがキャリアサービスと呼ばれているものだったんですが、これに取って替わる存在となった訳です。ですから、このコネクションズのサービスを使って、問題を持っているとされているような子供達、青年は勿論、或いは大学にまで進学して、きちんとした道を歩んで行くような人達までアドバイスを受けられるようになっているのです。

■■このような形で、質問事項の1と4は私の出来る範囲内でお答えしたと思うのですが、一つ、残忍な犯罪行為についてなんですけど、イギリスに於いては幾つかメディアに取り上げられた、いわゆる残忍犯罪がありました。特に若年者によって起こされたものですが、これはメディアによって注目が高まってしまう事になり、私達の作業活動自体がむずかしくなっているという一面もあります。

例えば、ある2人の少年も当時は11歳・12歳だったんですけど、それが当時5才という小さい子を、殺してしまったという罪があり、メディアにかなり大きく取り上げられた事によって裁判所で一番適切な対応は何か、という事を考えるよりは、新聞メディアの世界で、何年禁固刑になるべきか、というような話し合いになってしまい、実際ヨーロッパの他の国々に於いてはそれだけの若年層の犯罪は、裁判所の中では扱われないのですが、これだけメディアに注目を受けた事によって、一種の見せ物裁判になってしまったんですね。確か、私の記憶では10年の禁固刑位に処せられたのではないかと思います。一般的な形で何が本人達にとって良い処置かという事ではなく、鑑定当局がきちんと強いスタンスを取っていないと、一般国民は安心してられないのだから、という議論が強くなって来てしまいました。もちろん、11歳・12歳という当時の年齢を考えれば、現在では変わったと思いますし、出来るだけ長く禁固処刑するという事が必ずしも本人達が、これから社会生活に戻るために必要であったかどうか、疑問の余地があるかと思うのですが、そうってしまったという事を、一つ付け加えさせて頂きたいと思います。

■中学生が小学生を殺しまして、首を切り落として学校の校門に置いたんです。犯人

はなかなか捕まらなくて、一ヶ月経ってから捕まったのかな、犯人が。その子供は捕まったんですけど。それをずっと一ヶ月間テレビでやっていたんです。その後その子供はADHDだと報道されたんです。

■■このADHDの子供は、大体統計によりますと国によって違いますが、10パーセントから少ないところだと3パーセント位、こういう子供が生まれるといますけど。全体の出生率の。

■全体の出生の10パーセント、多いところで10パーセント。少ないところで3パーセント。そのうちの三分の一位が、そういった事件を起こしているという、アメリカの統計があるのですが。そういう事で、こういった子供達の扱い方をどうするのかという事が、非常に大きな問題になっています。文部省は実はこういう子供達が学級崩壊の原因じゃないかと。学級崩壊というのは授業が出来なくなっちゃうんでしょう。何故、ADHDの子供がそんなにたくさん生まれるのか。それはよく分からないんですよね。これが現状でございます。

■■実際にそのような児童は、特別な必要性、ニーズがある子供達で、一つ一つの学校の中でそのような児童に対応するための予算が組まれていまして、例えばその児童が実際にこれこれこのような特別なニーズがありますよという手紙がありまして、それによって学校、特殊学校でも、或いは普通の学校であっても、例えば、実際にじっとしてられない、集中力が続かないという子供に対しても、きちんとした授業が受けられるような、施せるような体制になっております。ただ、日本で起きた神戸の事件もそうだと思うんですけど、この国に於いてADHDだから、イコール大人になっ

た時に、或いは青少年の時に犯罪を犯すという直截な因果関係があるという事にはなっていないんですね。もちろん、ADHDであるという事ですから、特別な何かの対処法が必要だという事は認識しているんですが。大体、犯罪を犯す事については自分を犠牲者としてみている事が、往々にありまして、ですから、ここでお聞きしたいんですが ADHD イコールすぐに犯罪という形に直接因果関係が在るとというのが、一般的な見方なのですか。

■いいえ。日本でもそれが一般的な見方という訳ではありません。ただ、ADHD の子供達の約三分の一程度が社会問題を起こす。殺人事件を起こすと言っている訳ではありませんが、刑法犯的な事は起こすと言われているのはアメリカの最近の本に出ています。

その三分の一をどうするか、そこをきちっとしないと、今後もそういう事件は起こるのではないかと心配しています。

■■そうですね、今日、私がさせて頂いたお話、むしろ、社会全体として、より幅広く包括的にこのような問題にどのように取り組んで行くかという観点だったと思うんですね。社会的な排除や、除外をどのようにストップさせるかという事で、例えば育児の観点から、或いは大人全体として、そのような層に向けてどのような注意が出来るのか、という事であります。例えば ADHD の子供にしても、包括的なアプローチを取る事によって、その三分の一という数をもっと減らせるかも知れない。そして一貫的なアプローチを取る事によって、問題的な行動を関知する事によって減らす事が出来るかも知れないのです。ですからこのような形で、包括的に幅広い解決法を何か見出して頂ければ、実りの多いミーテ

ィングになったのではないかと思います。先程おっしゃったような医学的な見地ですね、こちらですが私としても大変興味深い分野だと思ったんですけど、こちらの方でも何か専門家、そちらの方を担当としている人間がいたら是非とも、どういう因果関係があるのかという事について聞いてみたいと思います。ただ、社会的な包括的アプローチということで ADHD の対策も出来るのではないかと思います。

■今日は本当にご指導いただきまして、ありがとうございます。私共では今日、お聞かせ頂いたような組織はあると良いと思うんですけど。日本には元々犯罪後の指導的な法律も無くて、皆で又、軽い犯罪を起こした子供が、再度犯罪を起こさないようにするためにやっている事は大変大切だ、という事を国に帰ってよく話をしたいと思います。

■■ありがとうございます。またお会いいたしましょう。

Youth Justice Board 終わり

3月19日午後 イギリス Department of Health にて
Robert Jezzard医師（小児精神保健サービス）との談話
(3/19/01 ①)

■今日はお忙しいところ、時間を割いて頂き、誠にありがとうございます。

■■今日は、大変時間が少ないため、出来るだけ有効に活用したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■ハイ、分かりました。

■■私の方からお話しするよりも、皆様方からご質問を受けた方が、時間を有効に使えると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

■ハイ。まず私が今回こちらに参りましたポイントだけ、一寸お話しします。

最近日本には、未成年による殺人事件が増えております。1990年はこんな数字です。これが日本の今まで一番少なかった年ですが、今これの2倍以上になっております。これを1としますと、比率を取ったものがこのグラフになります。

(グラフの説明入る)

■問題は、この赤が2000年です。1999年の上半期に比べて、2000年の上半期の方が2倍以上になってしまった、という事です。従って大きな社会問題になると同時に、日本の国会議員が、非常に心配しております。

■ただ、これに取り組むために、日本は内

閣が弱いんでしょうか。

その各省で、警察も関係する。文部省が関係する。厚生省も関係する。法務省も関係する、というような中で、各省が今までバラバラに動いたんですが、この問題は皆で解決するという事で、今はそれらの省庁の持つ国の研究機関が、やっと、合同してこの問題に当たる事になりました。

■■イギリスも大体同じような感じですよ。

■それで、4人の研究所長のうち、医者は私だけなもんですから。

■■ドクターという、そちらの面で責任を持っていらっしゃるんですか。

■私は厚生省時代に、精神衛生課長をやっておりました、日本の精神衛生法の改正を、今から何年前だろう。1985年にその改正を行いました。

■2年前に、フィリップクネアル賞を頂きました。こんな事でございました。これは、多分数字の比較で、この数値から作った表です。ご参考までにとお思いまして。それから、今回こういう質問を持ってまして。ポイントはここと、4番のここの二つは、ほぼ分かりました。ここと、ここの事。特にここのところをディスカッションしたいと思っております。

■■まず、一番始めに英国でもADHDについて、多大な関心が現在寄せられております。

■■関心と申し上げましたけれども、又、社会的な議論をよんでいるといってもいいかも知れません。

まず一方では、例えば、薬物の投与を行

う事によって、これを治せるという、それでいいと思っている人達が居ます。そして他方では、社会問題を薬で解決しようとする事に対して、「薬で解決をするとは何事か」というような考え方を持っている人達がいます。つまりタブレットを与えて、社会問題を薬で解決しようとしているという人も居る訳です。

■ 全く日本も同じですよ。

■■ そうは言っても、こちらの方は、やはり児童精神科の分野の中で、最もリサーチ、研究が数多くなされている分野ではないかと思えます。

で、二つの事が段々明らかになって来ていると思うんですけども、まずこの問題自体が、物議をかもし出すというような事が一つ。それから、レトミンというこの薬の投与については最近、上がりつつあるという事。そしてこの薬の投与量が増えれば、もちろんその物議をかもし出すその割合も、ドンドン高くなって来ているという、この二つです。

■■ そして現在、政府によって、幾つかの関係団体、組織が、実際にセットアップされまして、ここに書いてありますナイス□□ですけども、こちらもその一つであります。で、このナイスの方というのは、今まで投与した人のケースを色々見まして評価をして、NHSの方に実際に助言等を行うという機関となっております。

■■ ナイス。こちらの実際の設立は、政府によるものだったんですけど、助言の方は、全く政府とは関係無く、独立的なものです。

■■ そして、こちらの方を見て頂くと分か

ると思いますけれど、技術的な評価、そしてガイダンスという事で、第13案が出ております。□□年の10月という事についておりますけれど、特にこちらの方は薬物名という事で。そして、ADHDについて。特にこのADHDにこの薬を投与する事についてのアドバイス、助言という事が出ております。

■■ こちらの方には、一部しか持ち合わせが無いんですけど。インターネットの方でご覧下さい。

■■ ナイスが、実際に評価したレトミンという薬なんですけれども、実際にその評価の内容としましては、その薬効が認められるという事。それから、様々な症例については、症候的に何もマイナスというところは無いという事であったんですけど、やはり大変シビアなADHDの症例に限って、これを用いるべきだというような結論となっております。

■■ それでは、それ程症例が深刻で無く又、シビアで無い場合は、どうしたらいいのかと、いう疑問もわいて来ますが、現在、私達が奨励しているのは、心理学的なアプローチを取るという事で、行動をどのように変えて行ったらよいかという事についてのアドバイスをを行うとか、或いは、両親が、どのように接したらいいのかという、育儿的、教育的な観点からアドバイスを行うというアプローチをすすめています。又、シビアな場合は、薬だけで解決しようとしているのかというと、それでもそうでは無く、こちら薬の投与という事に加えて、同じように精神医学的なアプローチを取っております。

■■ そうは言ってみたものの、やはりここ

で“しかし”が付くんですが、様々な研究結果を見てみますと、薬の投与に加えて、精神医学的なアプローチで、多大なプラス効果が得られるのかどうか疑問なんですけれども、それ程プラスにはならないだろうと、というような感じであります。特にシビアなケースの場合ですと、薬の投与だけで効果は充分だとの結果になっております。ただ、そうは言っても、やはりそこは人の常だと思えますけれども、その薬だけで充分だという事について、これを認めるというのも、それ程快くないところがありますので、やはりこの二つをくっつけた形でのアプローチがいいのではないかと、思っております。

■■マイケルラクターという方の名前を聞いた事がありますか。

■ハイ。

■■こちらの方の研究対象という事で、ADHD ですか、シビアな形での行動とか、集中力が続かないといった子供達について、後々犯罪行為に結びついて行くかという研究をしました。これは直接の因果関係があるという事では無いんですけど、やはり傾向として、この ADHD が全く未治療のまま放置されるという事になると、後々、犯罪を犯し易いという傾向が見られる、という結果が得られました。

■という事は、薬を投与した方が、要はいという事になるね。

■■ここでは無くて。国家で全体のトータルとしては、薬を投与する事態は、事件を減らす事になる、と計算出来ますねと言ったんです。

■■それについてはまだ、分からない。最終結論を出すには、時期尚早だと。全部に、受益者について、この薬だけ投与すれば、全部その問題が解決するという事であればいいんですけども。

■■ここで一つ、認識して置かなければいけないのは、どういう要素が最終的に犯罪に結びつくのかと、こここのところですよ。まず全ての要因、要素を見分けるという事が、複雑に絡み合っていてより難しいという事がいえます。

従って、直接の因果関係を結果として導き出すという事は、大変難しい事だと思います。

■■二番目に、ここで一つハッキリさせて置かなければいけない事は、それは早期発見をするという事。早期発見をして、それから効果的な治療という事で、薬の投与を始めたとして、これが直接的に後々の犯罪を犯す率、の減少に直接的に繋がるのかどうかは、今もって分かりません。ですから、ここで薬を投与する場合には、前提を以てしているという事になると思います。もし、ADHD が発見された時に投薬を行うと、そして、最終的にこれが後々の犯罪行為、或いは犯罪に近づくような行為、この件数を減らすかも知れないと言うような前提で行っていますので、実際に減らすかどうかという事については、まだまだ研究が必要です。

■そうですね。やはりこの国におきましても、日本と同様若年層による犯罪的な行動を含めた形で、そちらについて、特に懸念が高まっていると、新聞の方でも報じられておりますけれども、やはりたむろして、ギャングとか組になって実際に、抑制しがたい、コントロールしがたいような行

動に出るという事もよく報道されていますので。

■■私の方の責任分野、担当分野ですが、やはり政策という事から申し上げますと、児童に関する精神衛生が、私の責任分野になっているんですが、それに付け加えまして、中央政府の方では様々なプログラムを実際にセットアップしまして、ADHD 以外の問題についても、早期発見、早期介入という事を実際にモットーとしながらプログラムを進めています。

■■現在、重点事項としましては、育児という観点から「何が出来るんだろうか」という事があります。それから、特に両親について、効果的な形で子供達に接するにはどうすべきかという事について教えるなどを考えています。或いは、関係省庁の方でも、犯罪予防や犯罪件数削減という観点から、特にこの若年層についても、重点分野の一つとして上げられております。

ここで、特色として上げられる事があるとしたら、それは、保健関係や、厚生関係、これらが大変積極的な形で、この犯罪ですとか、或いは困難でコントロールしがたい行動という問題を抱えているような児童に関して早期発見、早期介入するというアクティブな役割を果たしているのではないかと思います。

■■こちらの方、ユースジャスティスボードの方ですが、様々なプロジェクトの監督、組織、監督団体として存在している訳です。その中でも一つ、大変興味深いのは、ユースオフエンディングチームという、先程既にお聞きになったかも知れませんが、これを進めているという事ではないかと思います。その中で、その一つ一つのチームの中に専門家の一人として、必ず健康関係、厚

生関係の人間が一人居るという事。これは、一つ皆様の注意を喚起したいと思います。

■■そうは言っても、私達はもっとしてくれと、願っているのが実情です。これだけでは不十分だと。

■■この国におきましては、児童の精神衛生状態サービスという事を、こちらの方で行って来たんですけども、始めから注目を集めていたかという事、そういう事ではありませんでした。むしろ辺境に追いやられてるような感じもあるんですが、最近になりまして、この問題に対する全体の意識、関心が高まった事もあって、かなり表舞台に立たされる事も多くなり、それから、もっとやれ、これもやれ、あれもやれという感じで、役割への期待感の方が大きくなって来ています。

■■まあこの懸念事項というのは、何もADHD だけに限った事ではありません。この統計を取った際に、国全体の事業の10%が、何らかの形で障害を持っていて、そのうち、5%が高度障害、つまりCDと言われるもの。それから又、5%が情緒不安定、何らかの感情、情緒障害を持っている。そして、1%がADHD を持っている。

■■そういう事から申し上げますと、その問題解決をするに当たりまして、ADHD よりもCD を抱えている児童の方が、数的に多い訳ですから、この方を何とかしなくては行けないと。そうは言ってもADHD 程、「薬を投与すれば、これで効くんですよ」という事が無いので、こちらの方とどういふ解決方法があるかという事、そしてそれを全国的に展開するかという事で、難しい訳です。ただ、最近になりまして、段々多くの方が、幼児のうちでも早期に、特

に育児方法、子供との接し方、これを両親が会得する事によって、CDの症状の出方をコントロールする事が出来るという事も、分かって来ています。ご存じかも知れませんが、アメリカのシアトルの方に育児戦略を教えている人として、ネクスタストラタン法という形の、育児というか幼児期の接し方がある、これによってコントロールする事が出来るという事が分かっているんですけれども。

■では、一寸私から。日本でのADHDというのは、実は日本の神戸という町でADHDと診断された子供が、コンタクトディスオーダーも併発をしたと。その子は、小学生の男の子の首を切り落とし、それを学校の校門の柱の上に置いたと。その犯人が捕まるのに1ヶ月位掛かりましたので、もう全ての人達はその子供の名前、仮名を、酒鬼薔薇聖人と言う名前を名乗ったんですが、その名前を知りました。その、コンタクトディスオーダーと、ADHDの両方を持っていた子供が、殺人を犯したという事で、国民の皆さん方はADHDを相当知るようになりました。それで、国民が理解している診断の考え方は、今の先生の話と一寸違って、ADHDというのは大体3~10%位で、その内の三分の一位が後になって、コンタクトディスオーダーになるというふうな理解をしていて、少しADHDの診断範囲が広がっているのかなと、お伺いした時に一寸感じました。それは、イギリスとは取り方が違うのでしょうか。日本では今、言ったようにADHDというのが多くて、その中の一部が思春期になって、コンタクトディスオーダーを起こすと、多くの人達が理解をしています。如何でしょうか。

■■これは、定義の問題だと思います。で

すからこのADHDという定義を広げて行けば、さき程申し上げた1%というような数字よりは、もっと大きい数字になって来ると思いますが、ただ、これはWHOで採用されておりますICD10、この規則に則った形が取られております。アメリカの方ではDSで見ようと、いわれるものがありましたので、このスペクトルのどういうところで、どの位の範囲に絞って見るかというところで違いが出ると思うんですけれども。ここで問題は、いかようにも取り方があるという事で、診断のスペクトラム自体が大変横に幅の大きいものなんです、ここが問題だと思うんです。現実問題として、それ程、実態が国ごとに異なる事では無く、これは定義の問題であろうと思います。特にどの時点で診断するのが一番効果的か、又、どの時点で治療するのが一番効果が見られるのかという点が、議論の余地がある問題じゃないかと思えます。

■今、皆が定義が違うという事は、ICD10と、アメリカが使っている基準が違う。したがって判断が違うと言うなら、それはそれで結構ですけれども、ただ、日本の国民の皆様方は今言った、アメリカ型の診断でやっている人が多いもんだから、WHOの定義を使う事は、日本の中では却って混乱が起きるなあと思っております。問題は、先生もおっしゃった通り、いつ診断する事が、一番適切な時期なのか、それから治療を始めるとすれば、いつからが一番良いかという事です。

私は診断基準の違いによって、それが、異なると困ってしまうので。そこを一寸教えて頂けませんか。イギリスも、要はここで言うADHDは、いつ診断するのが良いか、何時治療をはじめるのが良いかというのを一寸参考までに教えて頂けませんでしょうか。イギリスで結構です。

■ ■ 「公式に」と言う事が但し書きに付き
ますけれど、6才以下の児童につきまして
は、この薬の投与、こちらの方が免許が出
されておられません。許可されておられません。

■ 6才以下は出来ない。ただ、ケースに
よりますと、この薬を6才以下の治療
にも投与している事もあるようです。

■ こちらもやはり、先々において、もう少
し議論が活発になる事が、期待される分野
ですが、特に薬だけ投与していればいか
という問題と、後天的な要素、子供が置か
れている環境という問題もあると思うん
ですが、特にシビアなケースで無い場合は、
環境の要因が占める割合の方も多いのでは
ないかという事。これについても議論の余
地があります。さらに、やはり実質的な懸
念材料としては、この子供が幼い時から投
薬を始める事になりますと、これから大変
長い期間に渡って投薬をしなければなら
なくなりますから、長期的な薬の投与の環
境について、キチンとしたデータが揃っ
ていない、誰もその環境が分かっていな
いと言う事が、まずあると思います。

■ それから後、問題は、ADHD の子供達
の学校教育の中での扱い方。それはまあ
先生の所管では無いかも知れませんが、
日本の場合は普通学級に置いておくと、
学級崩壊という事で、教育が出来なくな
ってしまふ。そういう事になって、今、
文部省では、そういう問題児は、学校
への出校停止にしようと考えているん
です。

私はそれは、本当は ADHD の子供を、
特別なグループを作って教育すべきだ
と思うんですけども、イギリスではど
ういうふうに、学校教育の中で扱っ
ていらっしゃるんですか。

■ ■ この分野については何処の学校かとい
う事によっても、かなり対応の違いが
あります。ADHD について、大変良く
その対処の仕方も分かり、心得ている
という学校では、特にこの厚生の方
との協力、密接しておりますので、
例えば、現在ではもう少し効果が持
続するような薬が出て来ていると思
いますけれど、まあ、その薬が切れ
掛かって来たら、「薬を飲みなさい」と
言っている学校もあります。

ただ、やはり薬を実際に教師が投与
するという形になってしまいますので、
教師によっては、あまりやりたく
ない。ただ、一日の始めに薬を飲
んで、お昼頃になって、段々行動
がおかしくなってきたという場
合は、どうなるかという事なん
ですよ。で、大体の場合であれば
OK だと思うんですけど、薬の投
与に關与するのがイヤダとい
う教師が多い学校だとか、或
いは ADHD などの疾患につ
いて、あまりその存在を肯定
したく無いような人達が多い
学校もあると思うんですね。
そうになってしまうと、そ
ういう学校に実際に席を置
いている子供達は、他のもう
少し理解のある学校に通っ
ている子供に比べると、それ
程恵まれていないといえる
かと思います。

■ ■ 学校によっては ADHD である
と認識されれば、特別グル
ープに入るという事で、特
別な教育的なニーズ、或
いはサポートを受けられ
る関係、或いは、環境に
身を置く事も出来る事
になっております。ただ、
現在でも物議をかもし
ているのは、ADHD とい
う症状があるのだと、
信じている人もい
れば、片方で、イヤ
そんなものは無い
と思っている人も
居る。そんなもの
は無いと思っ
て居る人達が、
大勢いるよう
な環境に身を
置いている
子供達、
ADHD で悩
んでいる
子供達、
それらの子
供達は
どうし
ても
キチン
とした
ケアの
待遇を
受け
られ
ない
と

いう事がありますね。

■最後になりますけれども、やはり私達、保健省の方でも、教育雇用省の方と密接な連携をとりまして、特に現在では教師のために、特に精神疾患を患っているような児童をどのようにしたらいいか、というハンドブックを作成中でありますので、教育の現場という観点からの教育課程、啓蒙活動も進めております。

■ありがとうございました。

Department of Health 終わり

3月20日午前 イギリス Department for Education and Employmentについて

Alan Thompson氏との談話

■2番目の体罰についてお話できるかと思いますが、残念ながら一番の ADHD については、私個人的には存じ上げておりますが、担当分野以外になってしまいます。

■一番については、この中の教育的な事についてお伺いしたいという事で、全般についての質問ではありません。この中で関連したことでお聞きしたいと言う事です。

■まず ADHD の児童ですが、イギリスでは、そういう人達の教育に対して、例えば、薬を飲ませておとなしくさせて、普通学級で子供の教育をされるのか。それとも、薬を使わずにその子供達を別な所に集め、特殊学級の様にして普通の生徒と別に ADHD の子供達の教育をされてるのか。

というところを教えてくださいたいと思います。

■まず一番初めに ADHD についてですが、区別して、そのような児童達だけ集めてというようなことはありません。ですから普通の教育を受けると、ただ、教育上の特別なニーズというようなことは何回か出て来ていますが、こちらの方で特別な教育上のニーズを抱えている子供達、或いは生徒というふうな認識はされると思います。

ただ、大半のケースは、普通学級にいて教育を受けるというのが通常の措置です。

薬の方に関してですが、その国におけるアプローチと致しましては ADHD に関しては出来るだけ薬の投与によって症状をコントロールしようという事で、学校側としても薬の投与をきちんとして、教育を受けるに相応しいような状態であります。

リフェインに移りますが、これを使ってコントロールしようとしております。それに付け加えまして、政府の政策、方針と致しましても出来るだけその様な特別な教育上のニーズを持った子供であっても、必要な教育を受けさせようと、その様な子供達だけ特別学校に入れて、というような事はしないのが方針であります。

■分かりました。もう一つそれに関連して、昨日厚生省の方とも話をしたんですが、ADHD の診断は、アメリカの診断とイギリスとは一寸違っているんで、戸惑っているんですが、イギリスの現在の診断に基づいた児童の数で ADHD の数は何パーセントいらっしゃるのかという事が、分かれば教えてくださいませんか。

■数の方ですね。こちら現在、持ち合わせていませんので、組織の中の同僚の方にも声を掛けてみて出来るだけ早急にデータ

を探してみます。

■■学校に行っている児童の中のパーセンテージ。全体の人口に対しての ADHD のパーセンテージという事でよろしいですか。

■ですから、例えば小学校なら小学校の中で、生徒何人中何人、この ADHD と思われる子供が何人居る、という事が分かれば。

■次に、体罰についてですが、イギリスは私が承知しているところでは昔は教育でも、鞭を使って教育をされたと伺ったことがございます。現在は使われていらっしやらないということですが、まず何故それを止められたのかをお話頂けるとありがたいです。

■■まず初めに、体罰がいつから禁止されたかについてお話ししますと、1986 年の事です。これは、どんな背景事情があつてという事になりますが、国際的な要求に対してそれに応えたという事ではないかと思えます。

一番初めにその発端となったのが、欧州人権裁判所において、教育の場における体罰の使用は法律に合致しない、違法であるという判決が出された事によります。このような形で国際的な批判、教育の場における体罰の使用に対する、批判に対応する。と、そういう経緯で 1986 年に禁止された訳なんです、その対象となったのは、一般そして公立の学校、私立でも、実際に公の資金が投入されて運営されているような学校、このようなところで禁止された訳です。

しかしそれ以外の所、独立系の学校といわれる、全くプライベートな形で、私立という形で資金をもって運営がなされている

ような所では、この新しい体罰禁止の対象外となっていました。

こちらの方で体罰禁止が決定されましたのは 1999 年の 9 月の事でした。

■実は、日本も法律では体罰は禁止されております。ところが、これは、1950 年代から、法律では禁止されてはいるが、学校の先生方は体罰をしていました。法律に書いてあつてもしていたんです。というのも先生方に言わせると手でピシャと叩くとかゲンコツでコンとやる事は、先生は体罰という意識よりは「教師と先生の愛情の現れである。それによって怪我をする訳でも無ければ、体にある障害を残すわけでも無い。そういうのは体罰ではないではないか」と、体罰では無いという考え方を多くの先生が持っておりまして。現に法律で禁止されていても、子供さんにゲンコツでコンと殴って訴えられた先生が、裁判所に訴え出て「私は体罰をやったのではない」と「教育的効果をやっただけである」と、こう反論をして、その叩いた方の先生が勝っている時期が裁判事例として現にあります。体罰はどの程度のものなのかという事を先生方はこれまで使い分けて最近までやって来た。

まず、そういうことはイギリスではなかったでしょうか。鞭はきつすぎるけれども、例えば、エクササイズでありますね。生徒がけしからんと、「君、そこで腕立て伏せ 20 回やりなさい」とか「腹筋を 20 回やりなさい」と言うのも体罰なのかと、いうようなところもイギリスではどんな風に考えていらっしやるでしょうか。

■■体罰の定義についてですが、大変困難きわまる、そして、慎重を期さないといけない分野でして、まず、一番初めに日本ではそのような形で教師が実際の現場で、体

罰をしていたという事なんです、イギリスの場合では全く、如何なる物理的な力、これを行使することは教師に許されていません。そのような物理的な力、体力的な力を使うのが許されている唯一の状況は、幾つかありまして、例えば生徒の間で喧嘩があったとして、校庭で他の教師又は生徒が危険に晒されるような状況になったと、そういう時に限って当該の生徒達を、力で取り押さえる訳ですが、それが許されているだけで、これ以外になんらかの形で、物理的な力を使う、あるいは体罰を使う事は全く禁止されています。

大変興味深い事に、裁判の例が幾つかありますので、その判決を報告いたしますと、最近の例では教師が生徒をひっぱたいた。これが体罰に当たるのではないかということで、実際に裁判所に持ち込まれたケースもあります。この判決は、教師の方が最終的に無罪の判決になったケースもありますし、それに対比する形で申し上げますと例えば、いじめっ子がいたという事で教師が、そのいじめっ子の手を叩き、これが体罰にあたるという判決になり、実際にその教師は免職になってしまったケースもあります。ですから、そういう意味ではイギリスにおいて体罰の定義は、かなり厳密な形で行われていると思います。

■触らない。グラウンド一周だとか、腕立て伏せとか、腹筋運動だとかという、先生は生徒に触らない。ただ、口頭でエクササイズを指示するのはどうでしょうか。

■■実際にこちらですが、校庭を何周かするとか、腕立て伏せのほう何ですが、イギリスにおいて、それが何らかの罰を課す為の方法として使われたケースを見た事も聞いた事も無いですね。ですから、恐らく許されてないと思います。通常の教師であれ

ば、体育の教師であれば、そういうこと出来ると思いますが、例えば国語だとか、算数だとか、そういうことを教えている教師が罰の一環として、生徒に課するのは禁じられているだろうと思います。もちろん学校の公式な所で、躰に関する施策、あるいは、方針というような事に使いますという事で載せられていれば、別個の問題ですが、これも恐らくそんなにないんじゃないかと思えます。

■私は小学校の時、バケツに砂をいっぱい入れられまして、こうやって持たされて、じーっと三十分位「立っとれ」とよくやられました。そういうのは体罰なんですよ。

■要は、私共今回青少年の健全育成という事件を起こさないようにして行くことを考える時にやはり子供さんの成長を、こうするといいんだという事を、国民に見せて行きたい。その為には科学的根拠を探したいんですね。それで私がこの体罰のことで非常に危惧している事は、先生方は人権問題があるから、一切体罰はしません。だから先生方があまり怒っても全然生徒は、恐くないから、何言ってるんだと。それが確かに先生は自分が仕事をした事になるんだけど、果たして、子供の為にそれがいい方法なのかどうか。科学的に体罰を、軽い体罰を加えてでも教育をして行った方がいいのでは。例えば先程おっしゃられた、いじめをしている子供がいる。その子に体罰をきちっと与える事の方が私は学校教育の上はうまく行くのではないかと考えております。という意味では体罰の罪悪、欠点、長所、短所、それを比較する気持ちがないものなんでしょうか。

■■現在までのところ、科学的、比較的地から研究がなされたという、その存在を

私は知りません。ただ幾つかの点はあると思います。

例えば、体罰についてですが、教育の現場での禁止がうたわれる前の時代を見てもと体罰が必ずしも、行儀が悪いからそれを止めさせるようにという抑止の一つの方法として使われていたかという、そうではないんです。では、どういう生徒に対して体罰が行われていたかとの記録の方を見てみるといつも、同じ生徒の名前ばかり上がって来る。そうやって来ると体罰では行儀の悪いのを直すとか、態度の悪いのを直すという一つの方法としては全く効果が無い。問題解決には繋がらない事の証だと思えます。

それから、もう一つですが、実際に体罰の使用は、教師の側でも学校でも禁止される事になった。禁止されてから教師の組合ですとか学校の校長関係の集まりの方から、もう一度「体罰が無いと始末に負えないから又、戻してくれ」と言うような要求があったかという、そのような要求は無いですね。そちらの方は何故かという体罰を使う事が、根底にある問題の解決にはならない事を誰よりも良く分かっているからではないかと思うわけです。

それでは、ご懸念事項としては、ではどのように学級をコントロールして行くのかという事だと思えますが、幾つか方法があると思えます。

まず、一番初めには、学校全体に係わって来る行動規範、これに対してどのようなポリシーを持っているかということなんです、教え方ですね。何故教室の中で手に負えないような状況になってしまうのかという事を考えた時に、科目の教え方に問題は無いかと、生徒一人ひとりが本当に関心を持って、純粋な興味、関心を持って授業に望めるような形で授業が行われているかどうか、児童が興味をそそるような形で教

材を実際に使っているかどうか、落ちこぼれが出ないように必ず対策がなされているのかどうかですとか。こういうところを一つ一つ見て行く必要があると思えます。それから、先程申し上げた行動規範ですとか、いじめに対する対策あるいは、政策、学校なりのものがあると思えますが、それを実際に作成するに当たっても、児童自らを参加させて行く事が大変有効ではないかと思う訳です。実際にこれをすればこういう規約があるが、これは、お仕着せられたものではなく、生徒の方から、自分達で作ったものなんだからと。そういう自覚心が芽生えて来る訳です。ですからそれを使うことによって、まず一番初めに申し上げたような科目を教える際に、如何に興味を持ってもらうように教えるかという事。そして、教育的な効果を考えながらその授業のやり方を考えて行く事、こちらの方で、学級全体をコントロールして行く方が教育効果が上がるわけです。全体的として、効率、効果が高い、と思うわけです。

■ご意見伺った訳ですが、学校の先生が鞭を使っていて、すんなり止める事について、校長先生方が何も言わなかった事がどうも信じられなくて。それは学校の先生方が、人権という風に出て来られてはとても太刀打ちできないんで、もう、あきらめたんでは無いかという気がしてなりません。私共は学校に期待をしている事は、いじめを無くして欲しいと、今、日本では。昨日も、厚生省からあった時にもいじめが殺人事件の原因になっていると、遠因っていうか、いじめは何とか無いようにして欲しい。しかし、人間という動物には必ずいじめというものがありますね。だからこれは相当、各学校とも難しいことだと思えます。問題はいじめをどうやって減らすのか。だから、実施にやられて、こういうことをやったら